平成29年9月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第79号

平成29年9月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年9月22日
土庄町長　三　枝　邦　彦

１、期　　日　　平成29年9月22日（金）
２、場　　所　　土庄町役場　議場

平成29年9月22日　（金曜日）　午前9時30分　各議員着席

○議長（井上正清君）
おはようございます。
本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。
○議長（井上正清君）
三枝町長。
○町長（三枝邦彦君）
おはようございます。
本日は、平成29年9月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
さて、8月には台風5号が、9月には台風18号の接近に伴い、土庄町でも小豆島まつりが中止に、また、日本一どでカボチャ大会が一部イベントを変更せざるを得なくなりました。また、浸水被害、それから農地・漁港にも被害がございました。議員各位におかれましても、対応にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
7月28日には、長崎県雲仙市と歴史と文化の友好交流協定を締結をいたしました。島原の乱を契機とした絆を次世代につなぎ、今後はお互いの催しやイベントに参加するなど、連携を進めてまいたいと思っております。
また、スポーツで町を元気にする総合型地域スポーツクラブ「小豆島スポー

ティーズ」の設立、また、京都産業大学との連携による土庄町１日キャンパスとして「京都・土庄むすびわざ大学」の開催、世界一狭い海峡としてギネスブックに認定されてから20年の節目を迎えた土渕海峡を基点とする「小豆島クルーズ」など町を盛り上げる様々なイベントが多く開催をされました。11 月には昨年秋、好評だった DRUMTAO の公演が再び開催される予定でございます。多くのヒトとモノが結ばれ、まちの元気に繋がるものと考えております。

本日、提案の議案につきましては、補正予算関係が 4 件、決算の認定についてが１件、条例関係が５件、契約関係が３件、その他４件の合計 17 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（井上正清君）

去る９月 14 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（井上正清君）

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る９月 14 日午前９時 30 分より委員会室におきまして、９月定例会の会期、日程などを審議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。まず、会期でございますが、本日 22 日から 28 日までの 7 日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査について各常任委員長よりご報告していただき、質疑を行います。引き続き、執行部より議案第１号から議案第 17 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。その後、議案第１号から議案第４号までと議案第６号から議案第 17 号までを常任委員会に付託いたします。次に、発議第 1 号決算特別委員会の設置について、趣旨説明の後、質疑、討論、採決を行い、決定第 1 号決算特別委員会委員の選任について、委員の指名を行った後、閉会中の特別委員会に議案第 5 号の付託審査をお願いいたします。次に、発議第 2 号庁舎問題調査特別委員会の

設置について趣旨説明の後、質疑、討論、採決を行い、決定第 2 号庁舎問題調査特別委員会委員の選任について、委員の指名を行います。本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いいたします。

23 日から 24 日まで休会とし、25 日一般質問を行います。26 日から 27 日までを休会とし、最終日の 28 日は、付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき、質疑を行います。次に、議案第 1 号から議案第 4 号までと、議案第 6 号から議案第 17 号までの討論、採決を行います。次に、議員の派遣についてと閉会中の継続調査申出について採決をお願いしたいと考えております。

一般質問につきましては、通告期限であります 12 日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

スムーズな運営にご協力をいただき、9 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。以上、議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

○議長（井上正清君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から 28 日までの 7 日間を予定しております。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成29年9月22日（金曜日）午前9時30分　開　議

１、　出席議員

1番（岡野能之君）	2番（岡本経治君）	3番（濵野良一君）
4番（髙橋正博君）	5番（木場隆司君）	6番（母倉正人君）
7番（福本耕太君）	8番（濵中幸三君）	9番（山崎勝義君）
10番（川本貴也君）	11番（佐々木邦久君）	12番（井上正清君）

２、　欠席議員　なし

３、　欠員　なし

地方自治法第121条による出席者

町　　　長（三枝邦彦）	副　町　長（宮原隆昌）
教　育　長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木　孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村　忠）
健康増進課長（山本真由美）	住民環境課長（中井俊博）
建 設 課 長（濵口浩司）	農林水産課長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教育総務課長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	水 道 課 長（石床勝則）
総務課副主幹（島原正喜）	総務課係長（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（木下公明）　　書記（橋本麻代）

議事日程　第1号

別紙のとおり

平成２９年９月土庄町議会定例会議事日程（第１号）

平成２９年９月２２日（金曜日）午前９時３０分 開議

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　会期の決定について
第　３　閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
第　４　議案第１号　平成２９年度土庄町一般会計補正予算（第２号）
第　５　議案第２号　平成２９年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
第　６　議案第３号　平成２９年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第１号）
第　７　議案第４号　平成２９年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
第　８　議案第５号　平成２８年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定について
第　９　議案第６号　土庄町辺地に係る総合整備計画の策定について
第１０　議案第７号　土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第１１　議案第８号　土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
第１２　議案第９号　土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
第１３　議案第１０号　土庄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
第１４　議案第１１号　土庄町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第１５　議案第１２号　工事請負契約の締結について（大谷ポンプ場機械設備）
第１６　議案第１３号　工事請負契約の締結について（大谷ポンプ場電気設備）
第１７　議案第１４号　工事請負契約の締結について（渕崎ポンプ場電気設備）
第１８　議案第１５号　香川県広域水道企業団の設置について
第１９　議案第１６号　小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について
第２０　議案第１７号　小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
第２１　発議第１号　決算特別委員会の設置について
第２２　決定第１号　決算特別委員会委員の選任について
第２３　発議第２号　庁舎問題調査特別委員会の設置について
第２４　決定第２号　庁舎問題調査特別委員会委員の選任について

開会、開議

○議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は、12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 29 年 9 月土庄町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（井上正清君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

なお、平成28年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告に伴う監査委員の意見書につきましては、別冊にて配布いたしております。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（井上正清君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第 125 条の規定により、議長において 9 番山崎勝義君、10 番川本貴也君を指名いたします。

会期の決定

○議長（井上正清君）

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、9 月 22 日から 9 月 28 日までの 7 日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）
ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から9月28日までの7日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（井上正清君）
日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。
本件に関し、各委員長の報告を求めます。
○議長（濵野良一君）
総務建設常任委員長 濵野良一君。
○総務建設常任委員長（濵野良一君）
おはようございます。
閉会中の9月7日に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。
最初に総務課より、自治振興助成事業について説明を受けました。
今回平木自治会から自治会館のシロアリ駆除、田井自治会からいこいの家のトイレの改修の申請があり、緊急を要するため9月議会に提案するとの説明でした。
続いて、災害対策事業（備蓄物資購入）について、平成30年度に目標量を達成させる考えであったが、県市町会議での浜田知事の要請もあり、平成29年度中に目標量を整備したいとの説明がありました。委員より、期限切れの飲料水等の質問があり、町総合防災訓練の際に配布し、期限が切れる前に有効に活用するとの回答でありました。
次に、辺地に係る総合整備計画が、前年度で終了したので、引き続き辺地債を有効活用するため、今年度からの新計画を策定しようとするものであり、現在の28の地域から旧小学校区単位7地域に整理し、今後の事業の追加や事業費の変更等について、随時、対応していきたいとのことでありました。
次に、土庄町庁舎建設検討審議会の進捗について、庁内検討部会は6月7日と7月27日、検討審議会は6月22日と8月1日にそれぞれ2回ずつ開催し、交付税措置のある緊急防災・減災事業債の活用、跡地利用推進プロジェクトでの検討結果を参考に、庁舎建設5候補地について、メリット・デメリットのコメントを追加し、概算事業費等による比較を提示し、委員による意見交換を行い、現時点では土庄中央病院跡地が適地ではないかという意見が多かったので、次回将来負担を含めた事業費の詳細を提示する予定である等の説明があり、委員から審議会の傍聴が可能なのか、もっと幅広い意見聴取の場が必要ではない

か等の質問があり、特に規定がないので、検討するとの回答でありました。
次に、長崎県雲仙市・香川県土庄町との友好交流協定確認式の報告があり、これまでの歴史と文化を通じて繋がった友好交流を、長く後世に繋いでいくとの報告がありました。
最後に、税情報漏えいの件で小豆警察から検察庁へ議件が移っていたが、29年7月31日をもって、不起訴ということで処分通知書が届いた旨、報告を受けました。
次に税務課より、今回課税の作業の時に一部の集団住宅において、戸数の適用に誤りがあったため、本来課税されるべき固定資産税が減額となり還付が発生した。予算の手配が出来次第、お詫びの上、速やかに還付するよう準備をしている。今後、こういった事態の発生を防ぐため、家屋担当と土地担当との連携を密にし、固定資産税担当相互で特例措置の適用等について、ダブルチェックをするなど、対策は講じているとの説明を受けました。
次に、商工観光課から、まず、香川県で開催される日本一大会としても定着している「第31回日本一どでカボチャ大会」は、土庄町商工観光課が事務局として進めており、9月17日午前9時から、フレトピア広場において、「第19回香川県どでカボチャ大会」と「第27回小豆島どでカボチャ大会」を併催し、土庄町商工会渕崎支部主催の「第23回しょうどしまフレトピアフェア」とも同時開催の予定であり、山形県、千葉県、兵庫県、三重県、鹿児島県大会の優勝者はもとより全国から多数の参加者を迎え、香川県小豆島のＰＲと発展を目指し、優勝者は、アメリカ西海岸等で開催されます世界大会に出場できるとの報告を受けました。
次に、本町、迷路の町にある旧笠井武太夫邸が、平成26年9月26日付で東京都にお住まいの笠井様から土庄町へ寄贈され、この場所の有効活用を検討していたことに加えて、先日の台風の影響で一部屋根が抜け落ち、外壁も含め建物として危険な状態となっており、9月の補正予算で旧笠井邸の一部撤去を行いたいと考えている。その後、30年度予算でトイレ建設、案内所機能を備えた建物の建築等を行い、31年度の瀬戸内国際芸術祭2019開催時には旧笠井邸跡に案内所とともにアート作品の誘致を目指しているとの報告がありました。
次に、今年で「ふれあい交流都市」の締結から10周年となる大阪市浪速区との交流事業の一環として、大商業まつり初日の11月4日土曜日に、会場の特設ステージで土庄町長と浪速区の代表者が商業や観光について、トークセッションを行い、会場ではこれまでの交流事業を振り返るパネル展示などを行い、また友好交流協定を締結した長崎県雲仙市とも交流事業の一環として11月の商業まつりにおいて雲仙市のブースを設け、観光と物産のＰＲをしていただく。その後、12月の雲仙市の物産祭りでは土庄町のブースを出させていただき観光と

物産ＰＲを予定している。浪速区、雲仙市とも今後、相互交流を通じて関係を深めていくとの報告を受けました。

次に、一般社団法人小豆島観光協会への負担金について、7 月 27 日小豆島観光協会第 2 回理事会の決議により小豆島観光協会から要望書が出ており、その内容は「28 年度、29 年度分両町の差額分を改めて支援いただきたい。」ということでありました。現時点においては町長の意向を尊重し、補正予算計上は考えていないが、今後については、状況をみながら適切に対応していく必要があると考えているとの報告でした。

次に、小豆島クルーズの運行結果で、増便を含めた合計 79 便、乗客数は延べ 451 名。事故、クレーム等もなく、無事運行できた。アンケート調査も行い、241 名の回答においてもおおむね好評であり、この結果を参考に費用対効果等を検討しながら、新しい観光誘致事業として、検討してまいりたいとの報告を受けました。

次に、エンジェルロードの立入禁止看板について、以前から土庄町が島所有者と賃貸借契約を結んだ経過と、所有者との交渉経過について報告があり、信頼関係のもと、可能な範囲で町として観光客への安全対策に取り組むということで 8 月 9 日に所有者と合意し、看板は撤去する運びとなった旨報告がありました。

次に、水道課から水道事業等の統合に関する基本協定を去る 8 月 30 日香川県広域水道事業体設立準備協議会にて県、8 市 8 町の首長による了承を得て、協定書の締結が行われた旨報告がありました。

土庄町部分の財政収支については、30 年度から 39 年度まで料金改定をしないと仮定し、予定される支出を計上し、損益を算出すると、37 年度以降が、赤字となる。次に、資本的収支であるが、収入部分の企業債は、当年の起債対象事業額に対して、現行の補助率を適用して算定し、一般会計繰入金等は、簡水事業時の企業債に対する繰入金等を計上している。また、支出部分は、10 年間における土庄町の施設・老朽管等の拡張費・改良費、企業債償還金、人件費等で算出し、不足額については、損益勘定損益額、減価償却費、その他で賄いきれない場合は、内部留保金からの流用となる。広域化にあたっては、目標数値があり、この内部留保金が 39 年度において料金収入の 0.5％以上でなければならないが、39 年度、0.54％ということでぎりぎりクリアしている。また、企業債償還残高についても、同じ 39 年度において、料金収入の 3.5％以下となるよう定められているが、39 年度において、3.41％となっており、シミュレーション上、定められた条件をクリアされているが、料金収入、国の交付金補助率、大規模施設修繕、工事費等の価格高騰等悪い状況となれば、すぐに定められた数値を超えてしまう。費用削減に努めるが、数年後の状況により料金値上げにな

る可能性もあり、時期については、31年度については間に合わないので、36年度になるかと思う。ただ、現在の料金の 1 割増しまでの料金値上げが最大となり、それ以上に値上げが必要な場合は、一般会計からの繰入となるとの説明がありました。

続いて、香川県広域水道企業団の設置については、企業団規約を定めて関係団体と協議するためには、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決が必要となり、その審議をしていただく。また、香川県広域水道企業団設立となると現在、小豆地区広域行政事務組合で共同処理している事務並びに水道施設財産についても企業団に承継するため、小豆広域の規約についても変更が必要となり、小豆広域の規約改正並びに水道施設の財産処分についても審議をしていただくこととなる。企業団規約については、基本協定書並びに基本計画書に基づき作成されているとの説明を受けました。

委員より、企業団化したあと民営化という話はでているのかの問いに、一切ないとの回答でありました。

次に建設課から、町道西古浜線道路改良事業について、現在役場駐車場に歩道整備工事を実施中であり、本線改良計画について、当業務委託費に関して 9 月議会において補正上程の予定で、NTT 西日本の建物の調査を行ったところ、アスベストの関係で取壊し工法の計画に時間を要し、平成30年度上半期にずれ込む予定であるとの説明を受けました。

委員から、ＮＴＴ西日本の駐車場予定地と道路拡幅部分の予定地について、買い上げるのか賃借になるのかとの意見があり、駐車場部分は賃借で、道路部分は買い上げる予定であるとの回答がありました。

次に、土庄港駐車場障害者等駐車場の整備について、土庄港周辺の町営駐車場には現在 4 カ所整備しているが、駐車場からフェリー及び高速艇乗り場まで距離があり障害者用駐車場が少なく、普通車が停まっていて困るとの意見があり、今回小豆島の玄関である土庄港が障害者にやさしい港づくりを目指し、障害者駐車場増設と、その周辺の整備を計画しているとの説明がありました。

次に、土庄町景観条例等の改正についてで、現在の景観計画及び景観条例では、届出対象の工作物に太陽光発電施設が記述されていないことから、景観条例施行規則第 2 条に太陽光発電施設を加えることを検討し、併せて景観条例の改正を行わないと届出対象は従来のままであり、条例改正までの具体的スケジュールの説明を受けました。

次に、農林水産課より、まず大鐸畑地かんがい管理委員会の使途不明金についての経緯が報告され、現在法的手続きをとる様々な手順を踏んでいるところであるとの報告を受けました。

委員から、この件に関する行政の関わりと、今後の展望について質問があり、

あくまでも、個人と土地改良区との関係の案件であり、行政としては現在行方を見守る立場であるとの回答がありました。
次に、農業振興地域整備計画書策定事業についてで、29 年度の当初予算で農業振興地域整備計画書策定業務の委託料 604 万円を計上していたが、業務委託を２ヶ年の委託期間で入札を行いたいので 29 年度は基礎調査業務として予算を 240 万に減額し、30 年度は計画書策定業務の費用として 364 万円を債務負担行為にしたいとの説明がありました。
次に、森林整備補助金についてで、28 年度の大部財産区の財政調整基金の取り崩しが 800 万円、大鐸財産区の財政調整基金の取り崩しが 300 万円で両財産区とも財政調整基金を取り崩して運営をしているのが現状であり、このままでは大部、大鐸両財産区の運営が成り立たなくなるのではないかと懸念して、補助金は地域事業によって異なるが事業費の 10%～30%の上乗せ補助の陳情および、要望書の提出があり、森林整備事業については事業主体の負担額を事業費の 5%として国、香川県の補助金以外を土庄町のかさ上げ補助するよう予算計上する旨説明がありました。
次に、次世代産業モデル事業の栽培システム設備、設置工事の一般競争入札を実施し、パナソニック環境エンジニアリング（株）大阪支店の１社が参加し、請負金額は４千２百１万２千円で落札した旨、報告がありました。
最後に委員から、ヌートリアの被害が非常に多くて、猪垣・電気柵をしてもあまり効果がないので非常に困っている。県下の市町村でヌートリアの助成金を出しているところもあるので、土庄町も奨励金の条例化をお願いしたいと思うとの意見がありました。
執行部より捕獲奨励金の実施についての要望書が届いており、検討したいと思っているとの回答がありました。
以上で総務建設常任委員会の報告を終わります。
○議長（井上正清君）
教育民生常任委員長 山崎勝義君。
○教育民生常任委員長（山崎勝義君）
おはようございます。閉会中の９月１日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。
生涯学習課からは、プロバスケットボールＢリーグ公式戦の開催について、説明を受けました。このたびＢリーグの公式戦開催が決定した。開催日は、本年 12 月８日、と９日各１試合を開催する。香川ファイブアローズと奈良県を本拠地とするバンビシャス奈良である。小豆島でプロスポーツの公式戦を開催することは稀なことで地域の活性化につながると考えている。
次に、生涯学習課所管施設の維持管理について報告を受けました。まず、土

庄町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総合会館の使用料として、1階エントランスホール、2階ロビー及び駐車場について使用料を設定するものである。次に、公民館関係と体育施設関係の維持管理について説明がありました。修繕を要する施設が多くあり、小豆消防署より戸形体育館に非常警報設備を設けるよう改善通知があった。併せて誘導灯、消火器などの整備についても指摘されている。次に、旧北浦公民館については、屋上の防水シートの一部がめくれ応急処置をしている。次に大部体育館の雨漏りについて、用具室の雨漏りが確認され、修繕が必要と考えている。次に、旧北浦小学校グラウンドの体育倉庫については、白アリ被害により一部撤去し、白アリ駆除を施す予定である。次に、戸形体育館の非常警報設備については、消防署の指導に基づき、現在の機器を撤去し、土庄体育館と同様の機器に更新する。次に、高見山公園については、法面の樹木が隣接地に覆いかぶさっているので、伐採するものである。公民館並びに体育施設関係の修繕等にかかる補正予算を 9 月定例会に提出するとの説明を受けました。

委員より、Bリーグ公式戦の客席が全席 1500 席となっているがとの問いに、見込みは難しいが、1,000 人程度は入ってほしいと見込んでいるとの回答がありました。

教育総務課からこども園の進捗状況について、説明を受けました。7 月 19 日に第 2 次幼保再編協議会を開催し、制服、給食サービス及び園の組織・園名等について協議をした。園名については、募集するというよりは地域の名前からつけたらどうかということで、それぞれ土庄こども園、大鐸こども園、北浦こども園、大部こども園、四海こども園とする。旧土庄小学校の取り壊しについて 8 月 31 日 3 工区に分けて入札しないといけないが、談合情報の FAX が入り、急遽延期している。中央グラウンド及び土庄体育館の代替施設について危険な状態を回避するため、土庄高校グラウンドと土庄高校体育館を県から工事期間中のみ借り受ける予定。又、周辺道路環境の整備について NTT 事務所部分の解体工事については、現在調整中である。

豊島学校給食センターの在り方について、調理員の確保に苦慮し、中央学校給食センターから水口マリンを使い唐櫃まで運び、用務員に学校から取りに来てもらって給食を維持している。瞳保育所の建替えについては、家浦自治会の土地を町に寄附をするので、瞳保育所を建ってほしいとの陳情があった。9月補正で実施設計の委託料を計上したい。設計が済めば 30 年度には建設をしたいと説明がありました。

委員より、給食センター休止についていきなり委員会で出され、休止になったと報告されても、結果報告になっている。もう少し早く委員会へ打診するべきでは。今後検討してもらいたい。また、委員よりこども園の周辺道路環境整

備は現在調整中とあるが、具体的にどう調整しているのかの問いに NTT の取り壊しについては早ければ今年度、遅くても来年度であったが事務所の壁にアスベストが発生しており、今年度の取り壊しは難しい状況で、来年度上半期までに取り壊しを考えていると回答がありました。

住民環境課からは、土庄町空家等対策計画について、説明を受けました。

土庄町空家等対策計画については、7 月 3 日開催の空家等対策協議会において審議を受け、大きな修正もなく承認を受けた。本計画は、町民の生活環境の保全並びに災害等の予防を図り、安全・安心で活力のあるまちづくりを推進することを目的に、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために策定したと説明がありました。今後は、空き家の利活用支援や空き家バンク制度の充実、啓発、管理の困難な老朽危険空家の除却支援や、指導に応じない所有者等への対応、税制上の措置などを協議会で協議・検討すると報告を受けました。

次に、一般廃棄物処理施設の交渉について、6 月 12 日に岡山の弁護士事務所が 135 名の反対署名を持参し、改めて反対の意向を示した。6 月 14 日に琴塚自治会審議会委員、運営委員に再度琴塚地区を選定した理由等を説明し、お願いに行ったが進展はなかった。7 月 5 日の住民説明会で、自治会の評決を出しにくいのは賛同を得られないものと判断し、交渉を断念した。新しい交渉先として馬越をごみ最終処分場の候補地として選定した。7 月 24 日馬越元目地区、7 月 27 日に浜地区、7 月 30 日に岡地区と住民に説明をしたところである。

委員より、元目の人の反応はとの問いに、手を挙げて賛成ではないが、町にとって必要なことは理解してもらっていると思うと回答がありました。

次に、不燃ごみの中間処理施設の整備を小豆広域で行うべく 2 町で検討をしており、9 月補正で施設基本計画の策定費用を計上する予定である。

埋立処分量の多い要因の一つが、家具等の大型ごみが中間処理されず、そのまま埋立処分されているのである。この大型粗大ごみを燃やせるよう破砕する施設を整備することにより、燃えるものと燃えないものに選別でき、埋立処分量を減らせる余地がかなりある。両町での共同建設となり、小豆広域で進めていく予定であるが、両町の財政状況を考慮しつつ、今後協議をしていくとの報告がありました。以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（井上正清君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（井上正清君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～第17号）

○議長（井上正清君）

日程第4、議案第1号 平成29年度土庄町一般会計補正予算（第2号）の件から、日程第20、議案第17号 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。　議案書1ページをお開きください。

議案第1号、平成29年度土庄町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条 歳入歳出予算の補正でございますが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明申しあげます。歳出としまして16頁・17頁をお願いします。

2款 総務費、1項 総務管理費、6目 財産管理費は、庁舎建設検討審議会委員の委員報酬、費用弁償26万8千円、庁舎1階冷暖房設備の圧縮機の故障のための修繕費144万8千円、鹿島海水浴場のワシントンヤシ及びフェニックスが巨大化し、枯れ枝等が上空から落下しております。危険性が高いため伐木し、一般廃棄物として処分するための処分料86万1千円です。

7目 企画費の豊島地区シャトルバス運行事業は、住民環境課が廃車を予定しておりました豊島のマイクロバスについて、豊島住民会議から産廃処理施設閉鎖後も見学等に使用したいとの要望があり、また豊島地区シャトルバスの代替

車両として使用したいと要望もあり企画課に移管いたしました。それに伴う車検費用 21 万 8 千円、ふるさと納税推進事業は、ふるさと納税の受付事務が 10 月から1月にピークを迎え､臨時職員を雇用する費用54万4千円でございます。

9 目 自治振興費の自治振興助成事業は、平木自治会のシロアリ駆除と田井自治会いこいの家のトイレ改修に、それぞれ 8 万 6 千円、9 万円を助成するものです。

13 目 地域活性化支援事業費は、地域おこし協力隊の独立に向け、自宅で作業をするためのインターネット環境を整備するための費用 8 万円を組み替えにより対応するものでございます。

2 項 徴税費、2 目 賦課徴収費の賦課徴収事務費は、シュレッダー購入費 23 万 8 千円と住宅地特例の算定誤りにより固定資産税の還付金 597 万 8 千円と還付加算金 142 万 2 千円が必要となり、現計予算との差額を計上しております。

18・19 頁をお願いします。3 項 戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備事業は、旧の氏を表示するためのシステム改修費用 383 万 4 千円です。全額国費を充当いたします。

3 款 民生費、2 項 児童福祉費、4 目 保育所費は、保育所運営事業として、保育システムの改修費 50 万 8 千円でございます。国 1/2 の補助がございます。

9 目 保育所建設費は、瞳保育所建設事業における実施設計委託料等 200 万 8 千円です。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、3 目 環境衛生費の環境対策事業は、小海自治会の防犯灯 70 か所を LED に交換するための費用 124 万 8 千円です。

20 頁・21 頁をお願いします。

2 項 清掃費、2 目 塵芥処理費の塵芥処理事業は、職員の退職等による現場職員の人手不足のため、シルバー人材センターによる派遣で業務を遂行するための委託料 427 万 5 千円、小豆広域が行う中間処理施設の基本構想作成事業の負担金 413 万 7 千円、事業所用ごみ袋での搬出に伴い、未使用の家庭用ごみ袋買戻し費用 20 万円でございます。

3 目 し尿処理費の御影浄苑維持管理費は、県の指導により精密機能検査業務委託料 415 万 3 千円です。

6 款 農林水産業費、1 項 農業費、3 目 農業振興費の有害鳥獣被害防止対策事業は、当初予定箇所以外の目島・大部・北山地区から要望があり、侵入防止柵を設置するため 79 万 2 千円の増額、また、地区鳥獣害対策協議会補助金として柳・長浜地区の 2 か所が新規に追加となったため、2 地区分の 10 万円の増額です。

次の農業振興地域整備計画書策定事業は、29 年度に基礎調査と 30 年度に計画書策定とするため、29 年度予算の減額及び債務負担行為とするものです。

4目 畜産業費のオリーブ牛研究事業は、小豊島の竹内登氏の牛が県代表として全国和牛能力共進会に出品されるため、「ゆたん」と牛移送費15万円を計上しております。

22・23頁をお願いします。

2項 林業費、1目 林業振興費の造林補助事業は、大鐸・大部財産区への補助率を引き上げ造林事業の継続を図るもので、事業者負担を5%にすることによる町補助金207万3千円の増額補正です。

大部財産区事業は、町からの上乗せ補助分23万6千円と台風5号により被災した2林および4林の作業道修繕費83万2千円です。

林道整備事業は、台風5号により被災した小藪林道の修繕費39万1千円です。

3項 水産業費、1目 水産業振興費の海底堆積ゴミ回収事業は、事業不採択により600万円の皆減です。

地魚販路拡大対策事業は、島鱧のＰＲ経費で、対象事業費の増額により補助金を増額するものです。2分の1の県費補助がございます。

22・23頁から24・25頁にかけまして、7款 商工費、1項 商工費、3目 観光費の観光事務費は、エンジェルロード立入禁止看板及び安全柵の設置と、町整備のふれとぴあWi-Fiをかがわ Wi-Fiに変更する費用141万6千円です。21万円の県費補助がございます。

観光団体・イベント助成事業は、どでかぼちゃフェスティバルの追加費用45万9千円、四海少女バレーが県内小学生バレーチームを誘致し、大会を開催している「よつみっ子夏合宿交流大会」を単独町費団体補助要綱に基づく団体と認め、20万円を補助するものです。

レンタサイクル貸出事業は、10台分のバッテリー交換費用36万8千円です。

地域資源活性化事業は、本町の陣屋跡である笠井武太夫邸の解体のための設計委託料85万6千円と解体工事費594万円です。

観光交流事業は、大阪市浪速区とのふれあい交流都市制定10周年記念事業の内容見直しにより予算の組換え及び減額です。9月の浪速区民まつりへの参加11月の土庄町商業祭りでのイベントを開催いたします。

8款 土木費、2項 道路橋りょう費、1目 道路維持費の町道維持管理費は、4件、237万6千円、2目 道路新設改良費の町道新設改良事業は、3件、783万円。

26・27頁にまいりまして、3項 河川費、1目 河川総務費の河川等維持管理費は、2件、97万2千円、河川等改良事業は、1件、203万1千円、県営河川海岸整備事業は、1件、63万7千円です。

4項 港湾費、1目 港湾管理費の港湾管理事務費は、節の組換え、港湾施設維持管理費は、1件、21万6千円です。

6項 住宅費、1目 住宅管理費の公営住宅維持管理費は、退去による修繕4件、

154 万 8 千円、2 目 改良住宅管理費の改良住宅維持管理費は、修繕 2 件、42 万円です。

28・29 頁をお願いします。

3 目 改良住宅建設費の社会資本交付金事業、大部住宅建替は、地質調査、測量設計、補償費含め 748 万 4 千円です。

9 款 消防費、1 項 消防費、1 目 常備消防費は、広域が小型動力ポンプ付水槽車購入にあたり、負担金について一般財源から地方債への財源変更です。

2 目 非常備消防費の非常備消防事務費は、鹿島班の積載車更新に要する費用の一部助成金の追加 30 万円、消防団運営事業は、消防団員安全装備品整備等助成金 15 万 5 千円を活用して、トランシーバー12 台を整備いたします。

4 目 災害対策費の災害対策事業は、災害時における備蓄物資を前倒しして購入するための費用 44 万 4 千円です。

10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費の教育総務事務費は、育休代替職員として臨時職員を雇用する費用 130 万 2 千円です。

学術・スポーツ・文化活動等助成事業は、寄附金 20 万円を活用し、土庄中学校ブラスバンド部が四国大会に出場する際の楽器移送費の補助 20 万円です。

30・31 頁をお願いします。

2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校維持管理費は、6 月 17 日に開催した高橋孝チャリティコンサートからの寄附金 25 万円を活用して楽器修繕を行います。

5 項 社会教育費、2 目 公民館費の公民館維持管理費は、放課後子ども教室の移転に伴い、エアコンの移設費 17 万円、台風 5 号接近による旧北浦公民館屋上防水シートの応急処置費用 5 万 2 千円、消防の指導により戸形公民館消防用　設備修繕費 6 万 4 千円です。

4 目 図書館費の中央図書館運営事業は、ボランティア研修事業の補助が決定したため、読み聞かせの講演会を開催する費用 1 万 9 千円です。

中央図書館維持管理費は、小豆島ライオンズからいただいた寄付金を活用して図書を購入するものです。

5 目 人権教育費の教育集会所維持管理費は、家浦集会所に白蟻被害が出ており、駆除を依頼するものです。

32・33 頁をお願いします。

6 項 保健体育費、1 目 保健体育総務費の保健体育振興助成事業は、バスケットＢリーグ公式戦の誘致のため２町で実行委員会へ50 万円ずつ負担いたします。

2 目 中央学校給食センター費の中央学校給食センター維持管理費は、豊島給食センターの調理員が確保できなくなるため、中央学校給食センターで調理して海上運搬、豊島へ届けるシステムに替えるための費用 301 万円です。

これに伴い3目 豊島学校給食センター費の豊島学校給食センター運営事業は、182 万 4 千円を減額補正いたします。

4 目 体育施設費の体育施設維持管理費は、先ほどのバスケットＢリーグ公式戦を総合会館で行うための消耗品費、清掃委託料、室内用具購入費 55 万 5 千円の追加補正でございます。

また、旧北浦小学校運動場内の倉庫がシロアリ被害にあい解体・駆除のための費用 40 万 9 千円、消防の指導により戸形体育館に非常警報設備の設置等 52 万 9 千円、大部体育館の雨漏り修繕 13 万 5 千円、地区体育館消防設備点検委託料の不足分 13 万 1 千円の追加補正、高見山公園のり面の不用木伐採委託料 135 万 9 千円です。

11 款 災害復旧費、1 項 農林水産業施設災害復旧費、1 目 農地災害復旧費の農地災害復旧事業 33 万 4 千円は、台風 5 号被害による三村農地の査定設計委託料と平成 27 災地元負担金の返還 20 万 1 千円です。

2 目 農業用施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業 70 万円は、台風 5 号により被災した農道とため池です。

34・35 頁をお願いします。

3 目 漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業 19 万 5 千円は、台風 5 号により小海漁港に漂着したごみの撤去費です。

2 項 公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、施設等修繕費 11 件、357 万 5 千円と土木施設災害復旧工事 3 件、502 万 2 千円です。

1 頁にお戻りください。

以上が補正予算の概要でございまして、財源の不足分につきましては、28 年度の繰越金を充てております。今回の補正額は、7,459 万 5 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 78 億 5,249 万 2 千円となります。

次に、第 2 条の債務負担行為の補正ですが、6 頁をご覧ください。第 2 表に農業振興地域整備計画策定事業を追加いたしております。

次に、第 3 条地方債の補正ですが、7 頁になります。小型動力ポンプ付水槽車購入事業につきまして、変更しようとするものであります。

続きまして、議案書 39 頁をお願いします。

議案第 2 号、平成 29 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 46・47 頁をお願いします。11 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、1 目 償還金の返還金事業は、過年度分退職者医療交付金返還金 617 万 5 千円です。財源は、国保財政調整基金を繰入いたします。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 617 万 5 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 23 億 2,016 万 9 千円となります。

次に議案書 49 頁をお開きください。
議案第 3 号、平成 29 年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 56・57 頁をお願いします。1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の一般管理事業は、土庄港駐車場での障害者等駐車場舗装修繕工事、6 台分 324 万円です。土庄港家浦港野積み場使用料を充当します。
以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 324 万円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 6,413 万 5 千円となります。
議案書 59 頁をお開きください。議案第 4 号、平成 29 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 66・67 頁をお願いします。6 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、1 目 償還金の返還金事業は、過年度分返還金 2,223 万 7 千円。繰越金を充当します。
また、大鐸の小規模多機能型居宅介護施設「遊雅」がデイサービスへ変更したことによる国庫補助金の返還金 111 万 6 千円です。財産処分納付金として同額を受け入れし、充当いたします。
以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 2,335 万 3 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 18 億 7,212 万 8 千円となります。
次に議案書 68 頁をお開きください。
議案第 5 号、平成 28 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定についてでございます。地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに平成 28 年度土庄町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。
続きまして、議案書 69 頁をお開きください。69 頁から 76 頁までにかけてでございます。
議案第 6 号、土庄町辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地地域を有する市町村に対して、国からの財政支援を受けるため策定するものでございます。従前のものが 28 年度で終了いたしましたので、今年度から 5 年間の新計画を策定しようとするものでございます。
町内全域が対象となっておりまして、これまで 28 地域に分けて策定していたものを旧小学校区単位に整理し、地域ごとに事業及び事業費を盛り込んでおります。今後、事業の追加や事業費の変更等について随時対応していきたいと考えております。
次に、議案書 77 頁をお開きください。審議資料は 1 頁です。

議案第 7 号、土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の一部改正、及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものです。

次に、議案書 80 頁をお開きください。審議資料は 5 頁です。

議案第 8 号、土庄町介護保険条例の一部を改正する条例については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴うものでございます。

次に、議案書 82 頁をお開きください。審議資料は 6 頁です。

議案第 9 号、土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されたことに伴い、公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案書 84 頁をお開きください。審議資料は 8 頁です。

議案第 10 号、土庄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例につきましては、元となる法律の一部改正により法律名称の変更を行うものです。

次に、議案書 86 頁をお開きください。審議資料は 9 頁です。

議案第 11 号、土庄町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、総合会館の 1 階エントランスホール及び 2 階ロビーの利用形態に合わせて、新たに使用料を設定する必要が生じたため、改正するものです。

次に、議案書 88 頁をお開きください。審議資料は 10 頁です。

議案第 12 号、工事請負契約の締結については、渕崎都市下水路事業、大谷ポンプ場　機械設備新設工事を請負代金 5,648 万 4 千円で、㈱鶴見製作所四国支店　支店長　伊崎弘と工事請負契約を締結しようとするものです。

次に、議案書 90 頁をお開きください。審議資料は 12 頁です。

議案第 13 号、工事請負契約の締結については、渕崎都市下水路事業、大谷ポンプ場　電気設備新設工事を請負代金 6,112 万 8 千円で、三菱電機プラントエンジニアリング㈱西日本本部 四国支社　支社長　徳原輝夫と工事請負契約を締結しようとするものです。

次に、議案書 92 頁をお開きください。審議資料は 14 頁です。

議案第 14 号、工事請負契約の締結については、社会資本整備総合交付金事業渕崎ポンプ場　電気設備改築工事を請負代金 5,553 万 3,600 円で、㈱正興電機製作所　四国営業所　副所長　佐多研司と工事請負契約を締結しようとするものです。

次に、議案書 94 頁をお開きください。

議案第 15 号、香川県広域水道企業団の設置については、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給できる体制を確立するためには、水道事業における経営の合理化及び業務の効率化を推進することが必要であることから、香川県及び 8 市 8 町の間で、水道事業の経営に関する事務等を共同処理する香川県広域水道企業団を設立することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、本案を提出するものでございます。

次に、議案書 98 頁をお開きください。審議資料は 16 頁です。

議案第 16 号、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更については、水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するために香川県広域水道企業団を設置することに伴い、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更することについて、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書 100 頁をお願します。

議案第 17 号、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するために香川県広域水道企業団を設置することに伴い、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更することに係る財産処分について、地方自治法第 289 条及び第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上正清君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～第 17 号）

○議長（井上正清君）

ただ今、説明のありました日程第 4、議案第 1 号 平成 29 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 20、議案第 17 号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてまでの全議案について一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 4 号までと議案第 6 号から議案第 17 号につきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解の上、質問をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

○議長（井上正清君）

7 番福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

中央学校給食センター維持管理費の豊島学校給食センター運営事業の減額について質問したいと思います。なお私、総務建設常任委員会に所属しておりますので、本件は教育民生常任委員会の内容になりますので、質問できないという立場からこの場をお借りして質問させていただくとご理解いただきたいと思います。まず今回の、豊島学校給食センターの運営事業の減額ですけれども、職員の確保ができないということで中央学校給食センターへの負担と言いますか、そちらのほうで給食を作って豊島に運ぶという内容になっていると思います。これからその後ですけども、からの質問になりますけども、豊島の学校給食センターの今後ですね、職員の確保ができれば継続して再開して継続していくのか。それとも、職員の確保をせずに廃止という方向で進めていくのか。町が考えている考えをお聞きしたいと思います。なおこれについて、豊島の住民の皆さんのご意見はお伺いしているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

教育総務課長　佐伯浩二君。

○ 教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員のご質問にお答えいたします。豊島の学校給食につきましては従来からですね、職員、調理員の確保が難しく、4 月からすでに、2 名が辞めて小学校の用務員が代わりに調理に入っていたという現状がありまして、その現状を打開するために、どうしたらいいかという方法のなかで、この中央学校給食センターから給食を運ぶといういきさつになります。一応この輸送につきましては、今後どのようなことで継続できるか。また何か大きな問題があるということも考えられますのでとりあえず、この来年の 3 月まで今年度実施してまた、その後どうするかについては継続するのか。どうするかについては豊島の地域の方、保護者、学校等と協議をいたしましてどうするか、決めていくということです。

住民の意向につきましては、この 8 月 25 日から実は開始していますが、これにつきましては学校、それから保護者に豊島に夜、説明会に行きまして了承をお願いしたという経緯はございます。以上でございます。

○議長（井上正清君）

7 番　福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

今の説明なんですけれども、今後これから住民の方と相談しながら人が見つかった場合に、再開するのか。開始するのかということを住民の方と相談しながら決めていくと今後の課題だということで理解したらよろしいでしょうか。

はい。わかりました。質問終わります。
○議長（井上正清君）
他にございませんか。ないようでございますので、議案第1 号から議案第17 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第1号～議案第4号、議案第6号～議案第17号）

○議長（井上正清君）
ただ今、議題となっております議案第1 号から議案第4号までと議案第6号から議案第17号までの各議案については、土庄町議会会議規則第38 条第1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思いますが。
これについてご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（井上正清君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号から議案第4号までと議案第6号から議案第17号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。
付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

休憩

○議長（井上正清君）
暫時休憩いたします。再開は、10時55分とします。

休 憩 午前10時41分
再 開 午前10 時55分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）
再開いたします。

決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（井上正清君）
日程第 21、発議第 1 号 決算特別委員会の設置について、議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。
○議長（井上正清君）
3 番　濵野良一君。
○3 番（濵野良一君）
発議第 1 号について趣旨説明をいたします。
決算特別委員会の設置について別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。
平成 28 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、公営企業会計決算の認定につきまして、地方自治法第 109 条及び土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置して、付託審査とするものであります。委員会の名称は、決算特別委員会、設置の期間は、議決の日から決算審査終了までとし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする。委員の定数は 7 名で設置の理由としましては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について、特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。以上です。
○議長（井上正清君）
これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（井上正清君）
ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（井上正清君）

発議第 1 号 決算特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（井上正清君）

ここで暫時休憩し、議案の配布をいたします。

休 憩 午前 10 時 57 分

再 開 午前 10 時 59 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）
再開いたします。

決算特別委員会委員の選任（決定第１号）

○議長（井上正清君）
日程第22、決定第１号決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。
本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第６条第４項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。
お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（井上正清君）
ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
○議長（井上正清君）
それでは、決算特別委員会委員に、１番岡野能之君、２番岡本経治君、３番濵野良一君、４番髙橋正博君、６番母倉正人君、９番山崎勝義君、私、井上正清。以上、７名の諸君を指名いたします。
お諮りいたします。ただ今指名の諸君を決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（井上正清君）
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名の諸君が決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（井上正清君）
　この際、暫時休憩いたします。
　なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の選任をお願いしたいと思います。委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 00 分
再 開 午前 11 時 05 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）
　再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長選任

○議長（井上正清君）
　休憩中に決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。
　委員長母倉正人君、副委員長 岡野能之君。以上でございます。

委員会付託（議案第５号）

○議長（井上正清君）
　日程第 8、議案第 5 号、平成 28 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出並びに公営企業会計決算の認定についてを議題と致します。

○議長（井上正清君）
お諮りいたします。議案第 5 号については先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 5 号については、決算特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）

○議長（井上正清君）
日程第 23、発議第 2 号庁舎問題調査特別委員会の設置については議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。
○議長（井上正清君）
10 番　川本貴也君。
○10 番（川本貴也君）
発議第 2 号につきまして趣旨説明をおこないます。庁舎問題調査特別委員会の設置について別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。
土庄町役場庁舎建設につきましては、地方自治法第 109 条及び、土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置するものであります。委員会の名称、庁舎問題調査特別委員会。設置の期間、議決の日から調査終了までとし、議会の閉会中も、審査等を行うことができるものとする。委員の定数 7 名。設置の理由につきましては、土庄町役場庁舎は昭和 46 年に建設され、現在では老朽化が進むとともに、防災拠点としての機能不足等の課題を抱えているため、町が庁舎建設計画の検討しているところ、議会としても同計画について全町的な立場にたち、慎重に調査し検討を加えるため本委員会を設置するものであります。以上です。
○議長（井上正清君）
これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（井上正清君）

ただ今、説明のありました発議第２号について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）
ないようでございますので、発議第 2 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第２ 号）

○議長（井上正清君）
発議第２ 号庁舎問題調査特別委員会の設置について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。発議第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（井上正清君）
ここで暫時休憩し、議案の配布をいたします。

休 憩 午前 11 時 08 分
再 開 午前 11 時 09 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

　　休憩前に同じ。

議会事務局職員

　　休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）
　再開いたします。

庁舎問題調査特別委員会委員の選任（決定第 2 号）

○議長（井上正清君）
　日程第 24、決定第 2 号庁舎問題調査特別委員会の選任についてを議題といたします。
　本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。
○議長（井上正清君）
　お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（井上正清君）
　ご異議なしと認めます。
　よって、議長において指名することに決定いたしました。
　それでは、庁舎問題調査特別委員会委員に、2 番岡本経治君、5 番木場隆司君、7 番福本耕太君、8 番濵中幸三君、10 番川本貴也君、11 番佐々木邦久君、私、井上正清。以上、7 名の諸君を指名いたします。
　お諮りいたします。ただいま指名の諸君を、庁舎問題調査特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（井上正清君）
　ご異議なしと認めます。
　よってただいま指名の諸君が、庁舎問題調査特別委員会委員に決定致しまし

た。

休憩

○議長（井上正清君）
　暫時休憩いたします。
　なお、休憩中に庁舎問題調査特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いいたします。委員会室にお集まりください。

休 憩 午前11時10分
再 開 午前11 時14分

出席議員及び欠席議員

　　休憩前に同じ。

地方自治法第１２１条による出席者

　　休憩前に同じ。

議会事務局職員

　　休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）
　再開いたします。

庁舎問題調査特別委員会正副委員長の決定

○議長（井上正清君）
　休憩中に庁舎問題調査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。
　委員長佐々木邦久君、副委員長岡本経治君。以上でございます。

散会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なおこの後、全員協議会を開催いたしますので委員会室にお集まりください。

また、午後より各常任委員会を開催していただくことになっております。午後 13 時より総務建設常任委員会を委員会室において開催いたします。終了後、引き続き教育民生常任委員会を委員会室にて開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

散　会　午前 11 時 15 分